

「乳幼児」は義務教育学習指導要領の中でどのように扱われてきたか

本山 ひふみ

How Compulsory Education Curriculums treat “Infant”

Hifumi Motoyama

キーワード：乳幼児 infant 、義務教育課程 compulsory education curriculums
小学校 elementary school、中学校 junior high school

1. 研究の動機

タイトルに掲げた「乳幼児」は、児童福祉法における定義を用い、「乳児」は1歳未満、「幼児」は満1歳から就学前までを指し、合わせて出生から就学までのすべてを指している。

本学で、保育者養成と同時に、家庭科教員養成にも関る中で、学習指導要領において中学校の「技術・家庭科」では「幼児」のみを取り上げ、高等学校になってようやく「乳幼児」を取り上げているのは何故だろう、と疑問に思ってきた。いくら高等学校への進学率が100%に近づき、公立高校では無償化も行われている現状ではあっても、高等学校はあくまで自由意思での進学であり、中学校のように保護者に、教育を受けさせる義務を課せられたものではない。それゆえ高等学校では中途退学もよく耳にする。

昨今増加する育児放棄による児童虐待では、保護者の追い込まれた精神状態もさることながら、「乳児」に対する無理解が根底にあるのではないかと感じる。乳児期の未熟さを考えると、周囲の大人による適切な養育が不可欠であり、個人的には、義務教育の中に、その学習を保障すべきだ、との思いが強い。「子どもは社会の宝」「社会全体で子育てを」といったフレーズを提唱するには、その裏付けとなる教育が必要ではないか。

そもそも何故、中学校では「乳児」が外され、「幼児」から学習することになったのか。また、それ以前の小学校では「乳幼児」がどのように

記載されているのか。これらを探求すべく過去の学習指導要領をさかのぼって調べていきたいと思う^{注1}。

2. 家庭科に関する現行の義務教育学習指導要領

(1) 中学校「技術・家庭」家庭分野

平成20年3月に告示された中学校学習指導要領¹⁾は平成24年4月から全面実施となる。この改訂は「技術・家庭」にとっては、柱立てからの大きな変更であった。「幼児」に関する内容は、「家庭分野」の筆頭に移動し、以下のようになった。

A 家族・家庭と子どもの成長

(1)自分の成長と家族

(2)家庭と家族関係

(3)幼児の生活と家族

ア 幼児の発達と生活の特徴、家族の役割

イ 幼児の観察や遊び道具の製作、幼児の遊びの意義

ウ 幼児との触れ合い、かかわり方の工夫

エ 家族又は幼児の生活についての課題と実践

B 食生活と自立

以下、小項目省略

C 衣生活・住生活と自立

D 身近な消費生活と環境

この中のAにおいては、「幼児との触れ合い、かかわり方の工夫」がこれまでの選択項目から

必修項目に移ったことが、保育の学習には大きな変更点である。これについては「改訂の要点」の中で以下のように説明されている。

「少子高齢化や家庭の機能が十分に果たされていないといった状況に対応し、幼児への理解を深め、子どもが育つ環境としての家族と家庭の役割に気付く幼児触れ合い体験などの活動を重視して改訂を図った。」として、社会の変化に対応させようとしていた。なお、現在の「技術・家庭」の学習内容に男女差はない。

(2) 小学校「家庭」

中学校の内容と系統性を持たせて、小学校の家庭科でも柱立てが変更されている²⁾。

A 家庭生活と家族

B 日常の食事と調理の基礎

C 快適な衣服と住まい

D 身近な消費生活と環境

ここでは、「乳児」または「幼児」といった表現は用いられない。

低学年を対象とした教科「生活」では、「指導計画の作成と内容の取扱い」の中に、「具体的な活動や体験を行うに当たっては、身近な幼児や高齢者、障害のある児童生徒など多様な人々と触れ合うことができるようすること。」といった記述が見られた。

この小学校学習指導要領は 2011 年（平成 23 年）度から完全実施されている。

3. 家庭科に関するこれまでの学習指導要領

(1) 1998 年(平成 10 年)の告示

この改訂は、学習内容の大幅削減、学校完全週 5 日制の実施、「総合的な学習の時間」新設、「生きる力」の育成を重視したもので、一般に「ゆとり教育」の始まりとされるものである。

中学校「技術・家庭」の家庭分野は、A 生活の自立と衣食住、B 家族と家庭生活 に 2 区分され、「幼児」に関する学習は B の (2) 幼児の発達と家族、(5) 幼児の生活と幼児との触れ合い、に示されており、学習内容に男女差はないが (2) は必修、(5) は選択となっていた。

小学校「家庭」には、「乳児」または「幼児」といった表現は用いられていなかった。が、低学年の「生活」には「指導計画の作成と各学年にわたる内容の取扱い」の中に、「具体的な活動

や体験を行うに当たっては、身近な幼児や高齢者、障害のある児童生徒など多様な人々と触れ合うことができるようすること。」といった記述が見られた。

この学習指導要領は 2002 年（平成 14 年）度から実施された。

(2) 1989 年(平成元年)の告示

この改訂は、新学力観の登場により個性をいかす教育を目指したものであり、小学校 1・2 年では理科・社会を廃止し、「生活」を導入した。この「生活」の中には「幼児」という単語は登場していなかった。「家庭」も同様であった。

中学校の「技術・家庭」は、以下の領域が示され、このうち A、B、G、H はすべての生徒に履修させ、それ以外から 3 領域以上の選択となつた。

A 木材加工、B 電気、C 金属加工、D 機械、E 栽培、F 情報基礎、G 家庭生活、H 食物、I 被服、J 住居、K 保育 の 11 領域であり、K 保育の内容は(1)幼児の心身の発達、(2)幼児の生活、(3)幼児の発達と環境 であった。

この改訂により、家庭科は、小・中・高等学校を通しての男女共修として位置づけられた。が、中学校の「保育」に関しては、男女ともに選択としての位置づけであった。

この学習指導要領は、小学校では 1992 年（平成 4 年）度、中学校では 1993 年（平成 5 年）度から実施された。

(3) 1977 年(昭和 52 年)の告示

先立つ中央教育審議会で、学習内容を削減する提言がなされたことをうけた「ゆとりカリキュラム」といわれるものとなった。

中学校の技術・家庭では、これ以前の男子向き、女子向きが廃止され、相互乗り入れが実施されることになった。以下の 9 領域が示され、原則として男子には A から E の 5 領域と、F から I までの 1 領域、女子には F から I の 4 領域と、A から E までの 1 領域の履修となつた。

A 木材加工、B 金属加工、C 機械、D 電気、E 栽培、F 被服、G 食物、H 住居、I 保育 であり、I 保育の内容は(1)幼児の心身の発達、(2)幼児の遊びを中心とした生活、(3)幼児の衣生活や食生活、(4)幼児の発達と環境との関係 であつ

た。

小学校「家庭」は A 被服、B 食物、C 住居と家族 であって、「乳児」「幼児」は無かった。

この学習指導要領は、小学校は 1980 年（昭和 55 年）度から、中学校は 1981 年（昭和 56 年）度から実施された。

（4）1968・1969 年（昭和 43・44 年）の告示

中学校で総授業時間数が最多となった濃密な教育内容となった。いわゆる「スポートニック・ショック」の影響を受けたものであった。「技術・家庭」は、男子向き、女子向きに分けて、さらに各学年別の内容が示された。保育は、第 3 学年の C とされ、その内容は、(1)幼児の心身の発達、(2)幼児の遊びを中心とした生活、(3)幼児の衣生活、(4)幼児の食生活、(5)保育と環境との関係 であった。

小学校「家庭」は A 被服、B 食物、C すまい D 家庭 であって、「乳児」「幼児」は無かった。

この学習指導要領は、小学校は 1971 年（昭和 46 年）度から、中学校は 1972 年（昭和 47 年）度から実施された。

（5）1958 年（昭和 33 年）の告示

中学校ではこれより前の「職業・家庭」が新たに「技術・家庭」に改められ、男子向き、女子向きの区別が明確に打ち出された。B 女子向き 第 3 学年の内容(3)保育 には、幼児の衣食住、保育と家庭生活 が示されていた。「乳幼児」ではなく、「幼児」と表記し始めたのは、ここからであった。

小学校「家庭」は A 被服、B 食物、C すまい D 家庭 であって、「乳児」「幼児」は無かった。小学校では 1961 年（昭和 36 年）度から、中学校は 1962 年（昭和 37 年）度から実施された。

（6）1956 年（昭和 31 年）の中学校職業・家庭科編の改訂

この年、中学校では「職業・家庭科編」だけの改訂が行われ、1957 年（昭和 32 年）度の第 1 学年から学年を追って実施されることになった。改訂の理由として 4 点挙げられているうちの 3 点目は、「全国の男女生徒が共通に学習する内容とその時間とを明確にしたこと」であった。

「職業・家庭」の内容は、以下の 6 群であった。

第 1 群 栽培・飼育・農産加工

第 2 群 製図・機械・電気・建設

第 3 群 経営・簿記・計算事務・文書事務

第 4 群 漁業・水産製造・増殖

第 5 群 食物・被服・住居・家族・家庭経営

第 6 群 産業と職業・職業と進路・職業生活

その次に示された「指導計画の基準」の中に、「女子向きの計画については、第 5 群を主とすることができる」とあった。また、第 4 群を除き、各群について学ぶことになるが、示された表に○印のついた項目を優先させることになっており、第 5 群のうちの「家族」の項目に○はついていなかった。しかしその第 5 群の「家族」の詳細を見ると、「特に保育に関しては、乳幼児の心身の発達と生活の特色およびその発達を助ける扱い方や、生活指導についての知識・技能を習得させる。また乳幼児に影響する自己の責任を自覚し、なお広く社会的視野に立ってこどもを見る態度を養う。」と記されている。そして、17 項目が挙げられた中には以下のように「乳幼児」が含まれていた。

（7）乳幼児心身の正常な発達

（8）乳幼児の生活

（9）乳児の世話・扱い方

（10）乳幼児の遊ばせ方

（13）乳幼児に多い病気と看護

さらに留意点として「保育については、必修の時間において幼児の保育と乳児の扱い方に重点を置き、内容の（7）、（8）、（10）の乳児に関する指導は選択の時間に行う」と記されていた。

（7）1951 年（昭和 26 年）発表のもの

中学校の教科「職業」が、「職業・家庭」に改められた。この教科についての説明文を用いてまとめてみた。「中学校の生徒の大部分は、学校を終ると直ちに実務について、あるいは家事を助け、あるいは、産業・経済の一部を担当する」といった実態を受け、「このような仕事と、その仕事に関連して指導したほうが都合のよいいろいろな教育内容とを一つの体系として指導しようとする」ことをねらって「家庭生活、職業生活の基礎となる知識・理解や、技能・態度を養う」教科であり、全体が 4 つに分類されていた。

第 1 類 栽培・飼育・漁・食品加工

第 2 類 手技工芸・機械操作・製図

第 3 類 文書事務・経営記帳・計算

第 4 類 調理・衛生保育

この分類の後には、以下の記述があった。

「各学校は第7学年は一つの課程を設けるのを立前（男女別の課程をつくってもよい）とするが、第8学年、第9学年は二つ以上の課程を設けて生徒にその一つを選択させるのがよいであろう。」

（8）1947年（昭和22年）の学習指導要領（試案）

学校教育制度発足以来、初めて「家庭」の名称が教科に用いられた。学習指導要領家庭編（試案）では第一章に家庭科の指導目標が示され、次いで第5～6年、第7～9年、第10～12年の目標となって、小学校から高等学校までの家庭科についての全体像が示されていた。

第5～6年の目標には「男女ともに課すべき家庭科であって、その考え方も中学校におけるものとは異なるべきである」と特記されていたが、乳幼児に関しては含まれていなかつた。

第7～9年の目標（一）から（八）のうち、（七）は「乳幼児の生活を理解し、やさしく世話をすることのできる能力」が挙げられていた。

第二章家庭科学習と児童・青年の発達には、乳幼児に関して以下の記述があった。「子守りは、これ又第一年からはじまる最も普遍的な家事手伝いの一つであるが、興味というよりは、いやおうなしの重荷であることが多い。実際、たいていの者は赤んぼうを喜ぶが、仕事としては必ずしもすきな部類に数えていないのである。このことは、子守りを課程に取り上げる場合、十分心得ておくべきことであり、できるだけかれらの興味から出発するように、又幼児の研究を通して人々に幸せを与える態度を学ばせることである。」これは文脈上、小学校高学年児童の発達について言及した部分であり、当時の児童のおかれた厳しい状況を考慮して「赤んぼう」と「幼児」とを線引きして表現した重要な部分だと言えるのではないか。

第三章以降は、第十年級以上を対象とした部分であり、全体のタイトルにもカッコ書きで（中等学校第四、五学年用）とされていた。全体像としては、小学校では家庭科が男女共修、中学校では必修教科「職業」のなかに（農業・商業・水産・工業・家庭）という形で存在した。

4. 「乳幼児」表記による中学校家庭科の存在

このようにさかのぼって見てきたことで、終戦直後の学習指導要領には、中学校家庭科の内容に「乳児」が含まれ、「乳幼児」と表現されていましたことがわかつてきただ。そこで、この時代の経緯に詳しい資料を探した。

1974年に大学家庭科教育研究会から出版された「年報家庭科教育研究第2集」には、昭和20年の終戦以降の教育改革に伴って、家庭科がどのように教科として成立していったかが、まとめられている。まず、福原美江の論文³⁾から抜粋してみていきたい。

（1）家庭科の成立過程

1946年（昭和21年）4月に発足した教科課程改正準備委員会（のち教科課程改正委員会）で、勝田守一監修官の提案による「教育の目的」が検討され、「教育の大綱」が、（1）個人と社会、（2）人間性の諸機能、（3）人間性と職業、（4）人間生活の自然的基礎としての家庭、と示された。（4）の中では①家庭生活を社会の進歩に即して改善するための種々の指導、②健全な家庭生活の維持と発展のための知的・技術的訓練（男女とも）との項目が挙げられ、新しい家庭科の成立とその指導内容に言及していた。

学習指導要領の作成作業は、教科ごとに独立してすすめられており、家政担当委員である重松伊八郎文部事務官は、「学習指導要領・家庭科編（試案）」の草案を1946年12月末日にCIE（民間情報教育局）に届けており、この時点では、小・中・高、一貫して家庭科を構想していたことが推測できる。重松は、家事・裁縫の合科ではない、技能科ではない、女子教科ではない、という「三否定」を提案し、助言者として存在したCIE担当官であるドノヴァンが承認した。翌年1月には、中学校では実業科（農業科、工業科、商業科、水産科、家庭科のいずれかを選択履修・各学年4～8時間）となつたが、3月の発表では、実業科から職業科に名称変更された。この経緯を重松は「そうしなければ、どうしても家庭科の時間が許されないという切羽詰まった情勢になった」と説明している。

それまで女子のみの課せられ、良妻賢母主義と裁縫技能の習熟という性格を持っていた戦前の家庭科的教科とは違った、男女ともに家庭生

活の民主化を追求する教科として、家庭科は始まったはずであった。

(2) 文部省著作の中学校「家庭」教科書

1947年(昭和22年)に作成された教科書の中学校第3学年の内容は14単元から構成され、その12に「乳幼児の保育」が存在する。が、教科書は全体的に製作実習が多く、原理原則を抜きさつた生活適応的内容で占められ、学習指導要領の目標規定による性格は、その指導内容と乖離している、と結論づけている。

(3) 家庭科の推進過程

次なる学習指導要領改訂の作業過程において、小学校家庭科の廃止論が顕在化し、中学校では職業科のあいまいな性格が問い合わせられるという、新設当初における教科組織と指導理念の矛盾が、次第に尖鋭化してきたことができる。

中学校職業科については、家庭科教師の要望と重松伊八郎の努力によって、家庭科の独立的性格を規定し、教科組織を「職業科及家庭科」とし、「一方のみを履修することは望ましくない」として4類12項目を設定した。その理由として、①中学生のようなまだ方向も定まらない生徒に、そのような技術を指導することが適切であるかどうか、②その場合、職業指導という大切な課程をどのようにして指導するか、という問題点が審議検討され、職業・家庭科の案が具体化している。

5. 「乳幼児」表記から「乳児」が消える過程

当時の家庭科が抱える問題点も見えてきたが、今回は「乳幼児」だけに着目することにしたい。福原論文の中では「乳幼児」は一緒に表現されていたが、このあと1958年(昭和33年)までに義務教育から「乳児」の存在が消えたことになる。次に、それまでの変遷に詳しい佐藤慶子の論文⁴⁾から抜粋して(1)(2)に、植村千枝の論文⁵⁾から(3)にまとめておく。

(1) 教育行政の転換

1950年(昭和25年)の朝鮮動乱を契機に、アメリカは対日政策の転換を図り、教育政策をかつての軍国主義同様体制維持の主要な対象と考え、家族制度を強調しようとした。また、戦後の教育改革によって、試案として位置づけられていた学習指導要領が、1955年(昭和30年)

以降、基準としての性格を強めた。この時期の戦争特需は、日本の市場をうるおし、積極的な産業投資、技術革新が行われ、産業界の教育への要望が急速に強まってくる。

(2) 中学校「家庭」の内容や名称の変更

1951年(昭和26年)からの教科名「職業・家庭」だが、すでに翌年末には全面改訂が検討され始め、1953年(昭和28年)には改訂の方針が出され、3年後の改訂発表に至っているが、その間の審議内容は追跡できないといふ。

1951年は産業教育の計画と財政援助を推進するよりどころとして制定された産業教育振興法が成立し、その後、職業・家庭科の改訂は、舞台を中央産業教育審議会に移すことになる。男女の共通学習部分と、男子には「職業」、女子には「家庭」の比重を重くすることや、21分野54項目が検討され、結局、昭和26年版の4群12項目を、6群22分野に組織して昭和31年の改訂となった。

当時、教育課程審議会は『職業・家庭科の教育の効果が上がるよう、その名称・内容の編成等を研究する』ことも了解事項に達していたが、さらに、産業界からの技術教育の推進と、能力別特性による教育の申し入れを受け、審議し直し、中学校の科学技術教育について、技術科の新設、男女別教育、進路特性に応ずる職業教育をふくむ教育課程の原案を答申した。これによって、家庭科は、戦後否定されたはずの技能主義へ新たな形で逆行する形を示した。

(3) 中学校技術・家庭科の成立

1958年(昭和33年)10月に告示された学習指導要領改訂は、すでに3年前の3月に教育課程審議会が諮問を受け、22回の審議を重ねた結果、33年3月15日答申を行い、それをもとに作成されたものである。この答申には、中学校において「職業または家庭に関する教育を強化すること」が含まれている。この頃は高度成長期に入っていたが、産業界からすでに、中堅産業人の育成の必要から「科学技術教育振興方策」が出され、技術革新に応ずる教育を打出す必要に迫られていた。3月の答申では「技術科」という統一名にして発表されており、告示寸前までそのとり扱いであった。告示を前に「家庭科」という名を惜しそうに全国家庭科教育協会に所属す

る家庭科教師が中心になって、猛烈な反対運動を展開し、「・家庭科」の復活をみた。当時の日本政府のとった所得倍増計画は、投資需要であり、国民の消費の多様化をあおることにより、耐久消費財への需要に支えられて進行したのである。国民は「生活技術」という消費生活に適応し、便利な生活を追いもとめて、生活の本質を考える力をつけようとはしていない。消費生活だけを問題にしているため、生産のしくみを同時に考えることができない大きな弱点をもつているといえる。

(4) 雑誌「家庭科教育」編集後記より

福原論文、佐藤論文、植村論文により、戦後復興期から高度経済成長期に至る義務教育家庭科の変遷を探ることができた。これらは、大学家庭科教育研究に掲載されたものであるが、これ以外の家庭科教育については双璧とも言える「雑誌 家庭科教育」に目を移してみたい。こちらは特に各巻末の「編集室から」に注目することで、この改訂に至るまでの当時の家庭科関係者の思惑や混乱を見ていきたい⁶⁾。

①家庭科教育 第32巻第2号(昭和33年2月)
 ◇中学校職業・家庭科の進むべき道について、教育学者の海後教授と、現場の山口校長に書いていただきました。男子にも家庭科を、女子にも職業を必要とすることは言うまでもないことです。ところが、読売新聞12月20日の夕刊の「今年の教育界を顧みる」という座談会の中で、評論家の加藤周一氏が「日本の中学校には常識で考えてもたしかに不要の時間がある。男の子が家庭科でジャガイモを煮る。そのくせ家では家庭教師がつめこみに躍起になっている。全く不思議なことです」と言っています。男の子がジャガイモを煮ることが不要の時間とは、あきれ返ったご意見です。評論家でさえこの有様ですから、一般の父兄や他教科の先生を啓蒙するのには容易な事業ではありません。しかし、そこをぜひ頑張ってくださるようお願い致します。

②家庭科教育 第32号第3巻(昭和33年3月)
 ◇中学校職家科で第5群の一部が35時間必修になっていることは、家庭科の一歩前進でした。「男は職業、女は家庭」の声で、ここで後退しては一大事です。職業と家庭を一応切り離し、男にも家庭、女にも職業とし、女子には家庭を

主として職業を従とするという立前をとつて欲しいと思います。

③家庭科教育 第32巻第4号(昭和33年4月)

◇中学校の職業・家庭科は昨年学習指導要領を変えたばかりなのに、徹底的改革がくわだてられ、迷惑するのは現場です。文部省がこんなに朝令暮改では、どうして教育の充実発展が期せられましょう。技術教育の振興は、現制度でもじゅうぶんできます。制度の改革よりも、金を出すことのほうが先です。施設設備を充実し、先生の負担を少なくし、勉強を奨励援助すればよいのです。人工衛星が飛んだからと言って、すぐに制度を変える必要はありません。先生に落ちついて教育に努力させたいせつで、いつまた変わるかもしれないフラフラ腰では努力する気になられません。21年の5本建、24年の4類12項目、その次に第1次、第2次の建議案、31年の現学習指導要領、今回の技術科案と、12年間に6回のゆさぶられかたです。

④家庭科教育 第32巻第10号(昭和33年10月)

◇中学校の職業・家庭科が技術・家庭科と変わって、わたくしたち家庭科教育にかかる者には、ずいぶん考えてみなければならない問題がたくさんあることを思わされます。(中略) 中学校の技術・家庭科の考え方につきましては、まだまだ勉強しなければならないことが、わたくしたちにいっぱいあります。偏らない人間教育の立場に立ち義務教育という中学校の特質を考えて各教科の目標や内容を考え合わせた上で、冷静に科学的にしかも教育的に物が言えるように勉強したいと思います。家庭科だけの視野にこもらず、教育の全体からも世界の趨勢からもその他いろいろな角度から考えて、どうしても男子にも女子にも家庭生活の重要さを知らせ、それに必要な生活技術も指導しなければならないのだ、という結論を日本人全体に肯定させる力がほしいのです。

6. 考察

(1) 中学校における「乳児」

このように見てきたことで、結局、「乳幼児」表記が、「幼児」のみになった背景には、ひとつには「技術科」への吸収が議論される中で、「家庭科」という名称を残すことさえ危ぶまれ、そ

の内容も技術面が主軸と考えられてきた時代背景があることが分かった。

今ひとつは、「乳児」(昭和 22 年の表記では「赤んぼう」)の世話が、義務教育年代の児童にとって大変な仕事としてのしかかつていた、という当時の社会状況があげられる。現在、私は授業の中で、明治時代からの保育の歴史を今の学生に語る時、児童労働が伝わらないもどかしさを、かつての NHK ドラマ「おしん (少女編)」の DVD を使って子守奉公の様子を伝えている。また、本学園の創立者である寺部だい先生ご自身も、自宅からの通いではあったが下校後に子守りをして家計を助ける御苦労をなさった⁷⁾。幼い児童にとっての子守りは、ある程度の喜びがあったとしても辛さの方が多いことは、日本の有名な子守唄のほとんどが物語ってもいる。こういった点を懸念する 1947 年版の試案の表現が影響していたのかもしれない。

さらに、先に「雑誌家庭科教育」の巻末の「編集室から」を抜粋したが、もちろん本文にも目を通して行く中で、保育に関する記述はほとんど見られなかつたのだが、2 点を確認することができた。

一つ目は氏家寿子「家庭科と呼ばずして」⁸⁾の中の一節である。「古くからドイツの家庭では、幼少の時代に子どもに与える玩具がよく考えられたものであるために、子どもは成長の後、社会に出てどのような機械に出会っても少しも驚かず、あたかも使い慣れた道具のようにすぐに親しみ、能率をあげる。またメーカーは程度の高い家庭の選択に適応するので、いきおい健全な玩具を作ることになると聞き及んでいる。」

二つ目は、山本キクの「躍進する職・家第五群」⁹⁾の中の一節である。「育児についても過去十年間の進歩はすばらしいといわれており、経済・家事労働に関する研究も着々と進められている。教育の任に当たるもののが桃源の夢をむさぼってはいられない今日である。」

この 2 点の文章は、教科の名称変更で揺れた昭和 33 年の 1 年の間に、雑誌の巻頭に書かれたものである。佐藤・植村の論文で見てきたように、日本では「家庭科」という教科の名称ばかりか理念まで消えてしまいそうな状況にあつた。さらに、この時代は、それまで無能なもの

と考えられてきた乳児が、様々な能力を発揮していることが欧米で確認され始めた時代であった。こういったことを考え合わせると、衣食住とのかかわりが多い幼児に比べ、乳児に関する新しい知見は、「生活技術」を中心とする家庭科では扱いにくく、また、「子守り」を連想させる乳児の身体的世話を教育内容にすることも憚られたのではないだろうか。もちろん、教科名を守ることで精一杯で、吟味を必要とする内容の検討時間が不足した、といった事情も推察できる。

今回の資料では、義務教育で「乳児」を取り上げなくなつた明確な理由を見つけることはできなかつたが、影響を与えたであろう状況を確認することができた。では、このまま、義務教育から「乳児」が外されていていいのだろうか。

学習指導要領は、従来の「逸脱」を拘束するものではなく、「最低基準」と考えられるようになってきて、「発展的内容」が認められるようになつた。現在出版されている平成 10 年告示に基づく中学校技術・家庭の教科書には、乳児を取り上げているものがある¹⁰⁾。また、愛知県内でも中学生と乳児のふれあい実践が報告されてきている^{11) 12)}。これらは保健師主導型ではあるが、中学校教師も必要と考えたからこそ実践である。義務教育段階での乳児の取り上げ方について、示唆を得ることができよう。

川田学¹³⁾は発達心理学者の立場から、高度成長期以降の日本では、人々の日常生活の中に「乳児」が現れることが稀になり、若者の養育性形成を促す文化的システムが変質ないし崩壊しつつあることを指摘している。そして、子どもや若者の潜在的な養育性が十全に發揮可能な役割が提供されることの必要性を主張している。こういったことに学校教育の中で応えていけるのは、現状では家庭科だけであろう。

7. まとめ

義務教育の教育課程の中で、「乳幼児」が取り上げられているかどうかを、学習指導要領をさかのぼって確認してきた。それだけでは読み取れない経緯などは先行研究を参考にした。

その中で、終戦後的小・中・高の一貫した家庭科構想にあっては「乳児」と「幼児」をひと

まとめにして「乳幼児」と表現していたものが、教科目の変遷や生活技術偏重の流れの中で、「乳児」が切り離されていったことがわかった。「幼児」に関しては、内容の変遷や、必修・選択の違い、男女別学の経緯があったが、中学校では一貫して取り上げてきていた。小学校では、近年になって生活科の中で「幼児」との触れ合いが位置づけられてきたことが分かった。

「乳児」「幼児」は満1歳を境に、児童福祉法上、統計上は区分して捉えられるが、当然のことながら、ひとりひとりは連続して存在する。それを、あえて満1歳から取り上げる不自然が続くことは、養育性の教育として適切だとは言えない。保育者養成と家庭科教員養成にかかわる身として、どうしていくと良いのか、今後の課題である。

注記

注1 過去の学習指導要領(昭和22年以降)

教育情報ナショナルセンター

<http://www.nier.go.jp/>

引用・参考文献

- 1) 文部科学省 中学校学習指導要領解説 2009
- 2) 文部科学省 小学校学習指導要領 2009
- 3) 福原美江 家庭科の成立過程研究 年報家庭科教育研究第2集 大学家庭科教育研究会 1971
- 4) 佐藤慶子 家庭科の教育課程研究 年報家庭科教育研究第2集 大学家庭科教育研究会 1971
- 5) 植村千枝 戦後家庭科の教育課程研究〈その3〉年報家庭科教育研究第3集 大学家庭科教育研究会 1975
- 6) 藤枝恵子 家庭科教育(全集) 第26巻～第29巻 大空社 1990
- 7) 寺部だい おもいでぐさ 学校法人安城学園 1962
- 8) 氏家寿子 家庭科と呼ばざして 家庭科教育第32巻第4号 家政教育社
- 9) 山本キク 蹴進する職・家第五群 家庭科教育第32巻第7号
- 10) 中学校技術・家庭教科書 新しい技術・家庭(家庭分野) 東京書籍 2005年検定済分
- 11) 磐貝恵美ほか 吉良中学校赤ちゃんふれあい体験授業 小児保健あいち第5号 愛知県小児保健協会 2007

- 12) 黒宮孝子ほか 地域ぐるみですすめる命の教育 小児保健あいち第7号 愛知県小児保健協会 2009
- 13) 川田学 発達の研究と社会的合意のあいだで 北海道大学大学院教育学研究院紀要 113 2011